

## 民事訴訟の提起等について

### 1 これまでの経緯

平成27年度に、滞納対策課に債権回収支援係長を設置し、各所管課から非強制徴収債権のうち、徴収困難・高額滞納案件の移管を受け、滞納債権の整理に取り組んでいる。

子ども家庭課から移管を受けた目黒区女性福祉資金貸付金につき、平成31年1月9日付けで東京簡易裁判所宛て支払督促申立てを行ったところ、平成31年3月6日付けで東京簡易裁判所から、債務者より督促異議申立書の提出を受けたため、訴訟手続へ移行する旨の通知を受けた。

そのため、平成31年3月15日付けで専決処分を行い、訴訟手続（民事訴訟の提起）を開始した。

### 2 訴訟事件名等

- (1) 事件名 貸金返還請求事件
- (2) 原告 目黒区
- (3) 被告 目黒区在住A氏
- (4) 裁判所 東京簡易裁判所

### 3 請求の趣旨

- (1) 元金 1,323,000 円
  - (2) 確定違約金 192,813 円（平成29年2月28日まで）
  - (3) 元金に対する平成29年3月1日から支払済まで、年10.75%の割合による金員
  - (4) 申立手続費用
- 以上を支払えとの判決及び仮執行の宣言を求める。

### 4 請求の原因

- (1) 原告は被告に対し、目黒区女性福祉資金条例及び同施行規則に則り、女性福祉資金として次のとおり金員を貸し付けた（以下「本件貸付契約」という。）。
  - ア 貸付期間 平成12年10月から平成14年3月まで
  - イ 貸付金額 金1,323,000円
  - ウ 返済方法 平成23年12月から平成33年11月まで、毎月末日限り、11,025円宛、合計120回払い
  - エ 利息 なし
  - オ 違約金 各償還期日までに支払うべき元利金を支払わなかったとき、当該元利金の額につき、年10.75パーセントの割

合をもって、当該償還期日の翌日から支払の日までの日数により計算した金額

カ 一時償還 区長は、借受者が故意に償還金の支払を怠ったときは、償還期日前であっても、直ちに元利金の全部又は一部の一時償還を命ずることができる。

- (2) 被告は、原告の度重なる督促・催告にもかかわらず、本件貸付契約について全く返済していない。そこで原告は、本件条例第 17 条に定めるところにより、平成 29 年 2 月 24 日、被告に対し、同年同月 28 日到達の書面にて期限未到来分の償還金について期限の利益を喪失させた。
- (3) よって原告は被告に対し、上記 3 請求の趣旨記載の金員の支払いを求めらる。

## 5 その後の対応

訴訟手続き開始後、平成 31 年 3 月 27 日に債務者が督促異議申立ての取下書を東京簡易裁判所に提出し、平成 31 年 4 月 2 日に東京簡易裁判所から「督促異議申立ての取下書を受領、支払督促手続きに戻る」との連絡を受け、通常訴訟へ移行しないこととなった。

債務者とは督促異議申立て取下げに際して分割納付の合意をしたため、今後分割納付の履行を管理していく。

なお、本件は結果として訴訟にならなかったが、専決処分により訴訟手続きを実施したため報告するものである。

以 上

## 1 区の債権の種類

- (1) 強制徴収債権：法令に基づき自ら強制執行（差押等）ができる債権  
（例）特別区民税・都民税、国民健康保険料、介護保険料等
- (2) 非強制徴収債権：強制徴収債権以外の債権（自ら強制執行ができない）  
（例）女性福祉資金貸付金、奨学資金貸付金等

## 2 非強制徴収債権の滞納整理の流れ

